

米国公的年金財政の危機とその対策

浅野史郎

(在米日本国大使館一等書記官)

I はじめに

米国「社会保障法」(Social Security Act)に基づく老齢・遺族・障害年金制度(Old-Age, Survivors and Disability Insurance=OASDI)は、1980年9月現在約3,543万人の人に対する年金を支給しており、米国の所得保障政策の根幹的役割を果している。(受給者状況について表1を参照願いたい。)

このOASDIを支える財政が最近急速に悪化してきており、何らかの形での財政再建策を立てなければ将来の年金給付にも支障が生じることになるという見方が政府、議会、学識経験者の間からなされるようになっている。現在、社会保障税の納付という形でOASDI財政を支えている若い労働者の間においても「自分達が老齢に達したときに果たして今のレベルのような年金を受給できるのであろうか」という不安も生じてきている。一方、社会保障税の税率は1980年の6.13%が1981年1月1日から一挙に6.65%にまで上がり、さらには1990年には7.65%にまで上がることが予定されており、年金財政を支えるための

負担が高過ぎるという声も出ている。

この稿においては、公的年金財政の悪化はどの程度のものであり、それはどのようにしてたらされたか、この財政悪化に対する方策としてどのようなものが考えられており、その方策の実現の見通しはどのようなものであるかなどについて見ることとしたい。

II 公的年金財政の現状

1. 公的年金財政の仕組

公的年金財政を支えるソーシャル・セキュリティ信託基金は、連邦政府一般財源とは完全に切り離されており、いわば年金制度のための特別会計となっている。このソーシャル・セキュリティ信託基金は、さらに、老齢・遺族年金信託基金、障害年金信託基金及び病院保険信託基金の3つに分立している。老齢・遺族年金信託基金はこのために割り当てられた社会保障税を受入れ、その基金をもとに老齢・遺族年金の支給を一切賄う形になっており、一般財源から隔絶しているだけでなく、他の2つの基金からも独立した形で独立採算を営むこととされている。現在働いている人から入ってく

る社会障税で現在の年金支給を行うという意味で、ほぼ完全な賦課方式となっている。他の 2 つの基金も同様に独立採算となっている。

病院保険信託基金は、メディケア（65歳以上の老人及び身体障害者を対象とした公的医療保険）のうちの入院医療に関する部分を扱うものである。メディケアに関しては、強制加入となっているこの病院保険の他に、任意加入の医師保険を扱うものとして付加医療保険基金がある。こちらの方の基金は独立採算ではなく、保険料（社会保障税とは別）と一般財源をもとに運用されているが、そのうちの一般財源からの補てん部分が全体の 70% を占めるに至っている。

ソーシャル・セキュリティ信託基金を構成しているそれぞれの基金が独立採算となっていることから、一つの年金基金に入ってくる収入（社会保障税及び基金の利子など）が支出（年金支給額及び運営事務費など）を下回るということがければ基金が枯渇し、年金支給の不能又は遅延が生じることになる。実際に、1977年の見通しでは障害年金基金は 1978 年末か 1979 年初めにはなくなってしまい、また、後述のとおり、1980年のソーシャル・セキュリティ信託基金委員会の報告書では老齢・遺族年金基金は 1981 年末又は 1982 年初めには支払い不能に陥る見通しが述べられていた。

年金財政がこのようになっていることから、財政危機がすぐに年金支払不能にまで結びつき得るという意味で問題は深刻である。二つの年金基金がそれぞれ独立してい

ることから生じる短期的な資金不足の問題は解決が急を要するという意味で重要であるが、より深刻な問題は長期的な資金不足の問題である。

現在のような財政状況で推移すれば西暦 2000 年頃には年金基金全体としての資金不足が生じ、これに対する対策は今すぐに講じておかなければならぬとの警告がこのところ非常に現実性を帯びてきている。この点について論じる前に、同様の警告が発せられたのを受けてなされた 1977 年の社会保障法改正について及び最新の基金財政についての報告である、1980 年ソーシャル・セキュリティ信託基金委員会の報告書について見ることにしよう。

2. 1977 年社会保障法改正

1977 年当時の公的年金財政の見通しは極めて暗いものであった。二つの年金基金を総合しての收支で見ると、1975 年から出超が続き、この年 15 億ドル、1976 年が 32 億ドルとなっており、見通しでは 1977 年 56 億ドル、1978 年 69 億ドル、1979 年 79 億ドル（いずれも単年度の支出超過分）とうなぎのぼりの赤字が見込まれていた。1975 年のソーシャル・セキュリティ信託基金の試算では、今後 75 年間の支出合計は収入見込より 75% も多くなるとされていた。

このような收支アンバランスが 1975 年ぐらいから顕著になってきたことは、第一に、インフレの伸長によりこれに連動して上がる年金額が予想以上に増額したこと。第二に、失業の増大による社会保障税収の減少、第 3 に障害年金給付が予想以上の伸

びを示したことがあげられている。

1977年改正は、財政危機の回避のみを目的としたものではなく、他にもいくつかの大きな制度改正を行っているが、財政の健全化の見地からなされた改正は次の三点である。

年金給付の面では *decoupling* と呼ばれる改正が重要である。これは、新規年金受給者には、年金額算定の際に用いる過去の収入をその年の全労働者の平均賃金の増減に応じた形での指数を用いて現在価格に換算して計算することとし、その代り 1972 年改正で導入された自動調整条項は適用しないという改正である。旧法の下では、将来の年金受給者は 1972 年改正の自動調整条項により *Over indexation* (過剰調整) が起こり、年金額の増加が著しいものになることが予想されたのでこれを避けるための方策である。この改正により、将来に見込まれる不足額のうちの半分は解消できるものと予測された。

第二点は社会保障税の課税最高限の引上げ、第三点は税率の引上げである。いずれについても 1990 年までの将来の引上げ分まで決定している点が特徴である。この引上げのされ方がかなり急激なものであることは表 2 で理解できる。

なお、障害年金信託基金の財政建直しのためには、別途法律改正が行われた。1980 年 5 月に成立した改正法により、障害年金の額が障害を得る以前に就労で得ていた額の 85 % を越えないよう上限を置くとともに、障害年金の受給資格の認定手続を厳格にすることなどの手当により、障害年金信託基金は将来に向って健全に推移すること

が一応保証されるに至った。

上記のような改正を果したことにより、公的年金財政は今後約 50 年間、西暦 2025 年ぐらいまでは安泰となるはずであった。二つの基金を総合すると年金財政は 1980 年から黒字に転じ、この黒字傾向は 2010 年（この頃からベビーブーム世代の年金受給が始まる。）まで続く。2010 年の時点では基金は約 3 年分の年金支給レベルを持つ。それ以後基金のレベルは落ち始め、2025 年頃には基金は 1 年分の年金支給レベルに達する。2025 年から 2050 年頃までの間の基金からの支出は収入見込を 30 % 超えることになる。

ベビーブーム世代の年金受給がピークになる 2025 年以降はともかく、それまでの間は年金財政はなんとかなるという見方は 1980 年ソーシャル・セキュリティ信託基金委員会報告書でも示されている。次にこの報告書を見ることにしよう。

3. 1980 年ソーシャル・セキュリティ信託基金委員会報告

この報告書はソーシャル・セキュリティ信託基金委員会（以下単に「委員会」と称する。）が年次報告の形で議会に対し発表するものであり、1979 年の信託基金の状況について 1980 年 6 月 19 日に発表されたものである。委員会は財務・労働・厚生の各長官で構成されている。報告書の概要是次のとおりである。（表 3 参照）

- (1) 老齢・遺族年金信託基金は、1979 年中に 28 億ドル減少し、残高は 247 億ドルとなった。障害年金信託基金は 14 億ドル、病院保険信託基金は 18 億ドル

の増加を見た。1980年代前半は同様の傾向、つまり老齢・遺族年金信託基金の減少、障害年金、病院保険の両信託基金の増加が継続すると見られる。したがって、1981年末か1982年初頭には老齢年金、遺族年金の支払い不能が生じることになり、障害年金、病院保険信託基金の一部を老齢・遺族年金信託基金に移す権限を政府に与える法律改正が必要になる。

- (2) 今後の経済がどのようにしていくかにもよるが、このような基金間調整がなされれば1980年代には財源不足の事態は生じないと見られる。しかしながら、経済状況が悪化する場合には、基金間調整をもっても財源不足が回避できない事態も起り得る。
- (3) 今後25年間にわたり、三つの基金への収入はその支出とほぼ同額で推移する。つまり、三つの基金の総体で見れば財政は健全に保たれることになる。しかしながら、増大の一途をたどる医療保険支出にかんがみ、議会は病院保険信託基金財政の強化方策を見出す必要があり、増大一方の入院医療費の節減のための立法を真剣に考えなければならない。
- (4) 公的年金財政全体としては基金間の資金融通が図られさえすれば、今後約50年間は健全に推移すると見込まれる。しかしながら、その50年間が過ぎると、老齢人口は絶対的にも相対的にも大幅な増加を見るので、21世紀中には公的年金制度は大きな財政危機に見舞われる可能性がある。このため、中期的、長期的

な財政計画につき幅広い研究がなされなければならない。

以上が委員会の報告書の内容概略である。(1)に述べられている基金間での資金融通を認める法律は1980年11月に成立したので老齢・遺族年金の支払い不能という当面の懸案は解決された。しかしながら、(2)に「経済状況が悪化する場合には、基金間調整をもっても財源不足が回避できない事態も起り得る。」とあるが、実はその「経済状況の悪化」はかなりのものになってきており、財源不足は50年後を待たずして現実の問題になりつつあるようである。

4. 深刻化した問題

1977年社会保障法改正もソーシャル・セキュリティ信託基金委員会の報告も、年金財政の将来については、やや楽観的な見方に支えられていたかもしれない。1981年を迎える、公的年金財政の危機を叫ぶ声のボリュームは上ってきてている。

年金の支払い不能までも含むほどの財政危機がいつ頃来るかということについてはいろいろの見方がある。2~3年後にこの危機が来るという見方から2,000年頃に危険になるというものまであるが、要するに公的年金財政の危機を招来させた経済状況の悪化が今後どのように回復又は深刻化していくかによってこの時期が決まってくることになる。

カーター大統領の最後の予算案である

1982年度（1981年10月1日から1982年9月30日まで）予算教書は1981年1月15日に発表されたが、この中では早ければ2~3年後には公的年金信託基金が底

海外の動き

をつく可能性があることが示唆されている。この予算教書では、年金財政がこれだけ悪化してきた原因をインフレ伸長による年金額の大幅増加、失業の増大による社会保障税収入の減少に求めているが、これが1977年社会保障法改正の背景として考えられていた要因とほとんど同じであることが興味深い。賦課方式の年金財政の下では、その年その年の経済状況の波が直接に年金財政に影響を及ぼすことを示している。

経済の急速な好転があれば別であるが、さもなければ公的年金財政は遅かれ早かれ大きな危機に見舞われることになるだろうという見方では多くの人が一致している。それではこの危機の回避のために何をすべきであるか、ということになると必ずしも答は一様ではない。次にこの財政再建のための対策について見ることにしよう。

III 公的年金財政再建の方策

公的年金財政再建の方策については種々の意見が出されているが、そのうち主なものとしては次のようなものがある。

(1) 年金額物価スライドの改訂

年金額は、その暦年の第1・四半期の消費者物価指数が前年同四半期に比べて3%以上上昇した場合には、その年の6月1日にその消費者物価指数分だけ自動的に増額すべきとされており、1975年から実施されている。この自動的物価スライドにより1979年は9.9%，1980年は14.3%と大幅に年金額が引上げられた。（表4参照）この際に用いられる物価指数は労働省統計局で作成されるもの

であるが、この指標の算出の基礎として住宅取得の借入金利も用いられていることに対しては老齢者等年金受給者の消費性向を反映するものではないので不適当であるとの批判が以前から聞かれている。

実際のところ、住宅取得の借入金利の代わりに住宅費用として新しい要素を使って指標を出すと、1980年においてはだいたい2%ぐらい低目の指標となる。したがって上記のような主張は結局は年金額の引上げ幅を低く抑え込む効果を生むことになる。

現在の年金額の上昇の仕方が急激過ぎるという批判は、ここ数年のところ物価上昇が賃金上昇を上回っていることからも出てくる。「社会保障税を払って年金受給者を養っている労働者が低い賃金上昇と高い物価で苦しんでいるのに年金受給者は自動物価スライドで楽をしているのはおかしい」との批判はかなり説得力のあるものである。

この指標の改訂には、「給付レベルの削減は行わない」という基本姿勢のカーター政権も積極的であった。レーガン政権もこの改訂を推し進めることになろう。ただ、この改訂ができたとしても年金財政健全化の切札とはなり得ず、財政悪化のスピードを遅らせるだけの効果しかないとと言われていることに注意しなければならない。

(2) 年金支給開始年齢の引上げ

現在ソーシャル・セキュリティの老齢年金の支給開始年齢は65歳（62歳からの減額年金の制度がある）であるが、

これを 68 歳（減額年金は 65 歳から）に引上げることにより年金支給費の削減を図ろうというものである。この引上げ案は各種の審議会からの報告においても提案されており、さらにレーガン政権の引継ぎグループのまとめた提言でも述べられている。いずれの案においても、年齢引上げはすぐに行うのではなく、今後老齢年金を受給することになる人々に準備のための十分な時間を与えるために 2000 年から支給開始年齢の引上げを始め、しかも 12 ~ 18 年の期間をかけて 68 歳にまでもっていくというものである。

この案に対しては、「今後平均寿命も伸びるので 65 歳以後も働くという人は増えるであろうが、年金支給開始年齢の引上げによって 68 歳まで働くを得なくなる人が多く出ることは大問題である。」との強い批判が出されており、老人問題のための圧力団体も全て反対に回っている。効力が発するのは 2000 年からとしても、将来の老齢年金受給予定者に対して十分な時間的余裕は与えておかなければならぬので、立法は今すぐに始める必要がある。議会筋の見方では「こんな立法通るはずがない」ということであるがレーガン政権がこの案をどこまで推し進めるかが注目を集めることになろう。

年金給付の面では以上が主たる提案であるが、これらの他に、将来の話として、配偶者加算（老齢年金受給者の配偶者が 65 歳に達すると老齢年金の 50 %が加

算される）及び遺族年金（老齢年金受給者が死亡した場合その配偶者は老齢年金の 100 %を支給される）の撤廃ないしは縮少も女性の職場進出が本格化した時点で考えるべきであるという主張がレーガン政権引継ぎグループからなされている。以上が年金給付に関する財政再建策であるが、年金信託基金への収入に関しては以下のような案が出されている。

(3) 一般財源の導入

前に述べたように、米国の公的年金制度及び医療保険の病院医療費保険部分の運用には一般財源からの補てんは全くなされておらず、全てそれぞれの信託基金の独立採算になっている。これに一般財源を導入しようという案は以前からあったが、議会によって退けられてきた。たとえば、1977 年の社会保障法改正においても当初の政府案では不況の際（失業率 6 %以上のとき）は一般財源から年金信託基金への補てんを行うものとなっていたが、議会はこれを採用するに至らなかつた。

一般財源の導入についても態様はいろいろある。たとえば一時的救済のための緊急借入れという形、メディケア（老人等医療保険）の財政の半分は一般財源で賄い、これにより浮いた分を公的年金信託基金に回すという案などである。後者の案は、「医療保険の下での給付は過去の個人収入の多寡にかかわりなくなれるものであるから、この制度を社会保障税のみを財源として運営することは理論的に問題がある。」という主張を基礎と

海外の動き

している。

年金制度に一般財源を導入することについては一部に根強い抵抗がある。「一般財源の導入は現在の公的年金財政に備わっている財政的ながをはずしてしまうことになり、財政的膨張が際限のないものになる。」とか、「ソーシャル・セキュリティのための増税に途を開くことになる。」といったところが主たる反対の理由である。個人所得税の大幅減税を選挙公約ともしていたレーガン大統領の下で、一般財源の年金信託基金への補てんの動きはないであろうという見方が支配的である。

なお、一時期、公的年金財政の収入の一部又は全部を新規の付加価値税の導入により賄おうという案もあったが、社会保障審議会^③の出した1979年の答申で否定されるなど、現在のところ真剣な討議の課題にはなっていない。

(4) ソーシャル・セキュリティの対象拡大

現在、連邦公務員の全て及び州政府、地方政府の公務員の一部などはソーシャル・セキュリティの対象となっておらず、独自のリタイヤメント制度に入っている。この公務員リタイヤメント制度の下の年金がソーシャル・セキュリティに比べて年金額、支給開始年齢などの点で恵まれ過ぎているということから、米国においても「官民格差」の是正の議論がなされている。この「官民格差」とは別に、公務員をソーシャル・セキュリティの対象とすることにより新たな社会保障税収入を確保し、ソーシャル・セキュリティ

の財政の建て直しに役立てようという考え方がある。

この考え方は、厚生長官の諮問機関である「ソーシャル・セキュリティ対象拡大スタディ・グループ」が1980年3月に発表した報告書にも述べられている他、レーガン政権引継ぎグループの報告においても主張されている。いずれの主張においても、現在連邦政府の公務員である者の「既得権」、「期待権」を守るということから、対象拡大は今後新たに公務員になる者についてのみ及ぼすこととしている。この対象拡大によって毎年約20億ドルの新たな収入がソーシャル・セキュリティ財政にもたらされる見通しである。この対象拡大案に対しては公務員の側から非常に強い抵抗があり、容易に実現される見込みはない。

(5) 社会保障税の引上げ

1979年社会保障法改正により決められた社会保障税の大幅引上げから数年を経たに過ぎない時点で、再度の引上げが語られていることに、ソーシャル・セキュリティ財政の危機の深刻さを見る思いである。「1979年改正による社会保障税の引上げは、実はあまりに急激でありこの上げ幅圧縮の法改正をやるべきである」という議論が1979年、1980年の頃にはかなり真剣になっていた。しかしながら、この2年間にわたって開かれた第96回議会では社会保障税については全く決定がなされなかった。

この間の議論を通じてソーシャル・セキュリティ財政が大きな危機に見舞われ

ていることは誰の目にも明らかになり、1981年1月から始まった第97回議会においては、一部議員（民主党のロス及びネルソン両上院議員）を除いては社会保障税の引下げの提案はなされていない。

社会保障税を近い将来に1977年改正でのスケジュールを上回るレベルにまで引上げることを真剣に提案している者はほとんどない。しかしながら、カーター前大統領の1982年度予算教書にはこの税の再引上げが代替案の一つとして挙げてある。つまり「他にどうしても方法がみつからない場合、年金を今までどおり支払っていくためには社会保障税の再引上げもやらざるを得ない。そこまでにソーシャル・セキュリティ財政は悪化している」というメッセージを国民に伝えたということになろう。

IV 今後の見通し

全国社会保障委員会が1980年5月に発表した調査結果によれば、退職前の国民のうちの76%はソーシャル・セキュリティ制度の廃止に反対であり、63%は年金額のカットが行われるよりは税金引上げの方を望んでいる。ともかく、高い負担にもかかわらず老後の生活の安定のためにはソーシャル・セキュリティ制度は必要だと考える人が現役の労働者の中でも多数を占めている。しかしながら、制度への信頼は、「自分達が今払っている高い社会保障税も老後には年金という形で十分な見返りがあるはずだ」という信頼に裏打ちされなければならず、財政危機が深刻化すればこれら

現役労働者のソーシャル・セキュリティ制度に対する信頼を失わせることになる。特に、米国のソーシャル・セキュリティは、企業年金の場合と異なり完全な賦課方式を採用しているので現在の労働者全体が現在の年金受給者（主として65歳以上）を支えていることになり、現在の制度維持のために労働者（社会保障税負担者）の協力が絶対不可欠である。

年金財政の建直しのためのいかなる方策も国民の中の相当部分へのしづ寄せなしには達成できず、理論的に筋がとおりかつ技術的にも可能であるという提案も政治的には達成不可能に近いというものがほとんどである。財政健全化のためのいかなる方策も最終的には法律改正という形で議会を通りなければならない、議会の使命は重い。公的年金制度を管轄する上院の財政委員会のローバート・ドール（共和党）委員長は公的年金財政の抱えるジレンマを評して、「選択は決して容易ではない。我々は誰に対しても苦痛は与えたくないが、誰かには与えざるを得ないのだ。」と述べたが、これなど意思決定を迫られている議会の苦しい立場を表わしている。

「選挙によって選ばれることが至上命令の議員に選挙民に不人気な提案などできるものではない」とか、「年金財政問題などという極めて長期の展望を持っている問題は議会という目先の利害の解決をもっぱらとするところで議論するには適していない」などという見方もあるが、実際のところ議会の決定なくしては法律改正はあり得ないのであるから、年金財政健全化を目指すレ

海外の動き

レーガン政権としても議会への働きかけが極めて重要である。レーガン政権としては国民への負担増よりは給付の削減を図ることになろうから、まず第1の目標は年金物価スライドの改訂であろう。これがなんとか実現できたとしても年金支給開始年齢の68歳への引上げはよほどの反発を覚悟しなければ進めることはできない。この推進の方によりレーガン政権の決意がどの程度のものであるか知ることができよう。

今後の公的年金財政がどのように推移するかについては、前章でも述べたように経済の今後の推移によるところが大きいが、これとは別に、あまり触れられていないが、ソーシャル・セキュリティ信託基金のもう一つの柱を成す病院保険信託基金の動向が及ぼす影響も少なくないと考えられる。現在のところ、病院保険信託基金は1979年社会保障法改正で医療保険分の税率も同様に引上げられたこともあり財政的に一息ついたというところであるが、一般的のインフレを上回る勢いで毎年伸びている入院費が今後も伸び続けるとすれば1980年6月当時の「ソーシャル・セキュリティ信託基金委員会」の見通しである「10年間はもつ」という楽観的見方を許さない情勢に追い込まれるおそれがある。もし病院保険信託基金が破綻を来すことになればソーシャル・セキュリティ信託基金全体としての財政基盤をも当然搖がすことになりかねない。

財政危機が叫ばれているもう一方で、ソーシャル・セキュリティの給付面の改善も主張されていることも見逃してはならない。たとえば、社会保障審議会の1979年12

月の答申では、低所得労働者の年金レベルの引上げ、女性の年金給付水準の改善の他に、今となってはやや時代逆行のようにも思えるが年金額の物価スライドを現在の年1回から年2回にすべきことなどの給付改善措置が提案されている。現在のような財政危機の下ではこのような給付改善は極めてむずかしいが、現在のソーシャル・セキュリティの給付面での不十分さをいつまで抑えておけるかも問題である。

この給付改善に関連して、米国の所得保障全般の中でのソーシャル・セキュリティの位置付けについても考える必要がある。ソーシャル・セキュリティ以外の所得保障の手段である企業（私的）年金及び貯蓄とのバランスの上で、ソーシャル・セキュリティがどれだけの範囲までカバーすべきかという議論がなされている。つまり、ソーシャル・セキュリティ（のうちの老齢・遺族年金）は老後の生活を支える上の最低を保障するものであり、それに加えて企業年金と貯蓄がそれ以上の生活レベルを保障するものとして存在すると考えるべきなのか、ソーシャル・セキュリティが老後生活の大部分をカバーすべきものなのかという議論である。

ソーシャル・セキュリティの給付をあまり高いものにすることは企業年金の発展、国民の貯蓄意欲を減殺するものであり、ソーシャル・セキュリティの給付は一定レベルを超えるべきではないという主張もある。これに関連して、「年金問題大統領委員会^④」が1980年5月に発表した中間報告では、企業年金を全労働者に拡大すべきである

(現在は全労働者中企業年金のある会社に勤めるものが約6割、企業年金を受給するに至るもののが約4割である)という提言を行っていることが注目される。

[参考資料]

Budget of the United States Government Fiscal Year 1982

(1981年1月15日) Executive Office of the President
Office of Management and Budget

Recommendations (1980年1月11日) President's Commission
on Pension Policy

An Interim Report, (1980年11月18日) National Commission
on Social Security

1980 Annual Report, (1980年6月19日) Teh Board of Trustees of the Federal Old-Age and Survivors Insurance and Disability Insurance Trust Funds

The Desirability and Feasibility of Social Security Coverage for Employees of Federal, State and Local Governments and Private, Nonprofit Organizations (1980年3月),

The Universal Social Security Coverage Study Group

Social Security Financing and Benefits (1979年12月7日),
1979 Advisory Council on Social Security

"Coming : Drive to Overhaul Social Security," U.S. News & World Report (1981年1月12日)

"Hard Choices Ahead: Social Security Tax Increases Signal New Financing Debate," Congressional Quarterly Weekly Report (1980年12月20日)

"Financial Status of Social Security Program after the Social Security Amendments of 1979," A. Haeworth Robertson, Social Security Bulletin (1978年3月)

海外の動き

① 「ソーシャル・セキュリティ」ということばは日本語に訳せば「社会保障」であるが、米国ではこれがOASDIの年金と同義に使われるのがふつうである。

OASDIとメディケア（老人等医療保険）との両方を含んだ意味に使われることも少なくないが、一般国民にとって「ソーシャル・セキュリティ」と言えばOASDIの年金と全く同義である。本稿では大体はOASDIとメディケアを含んだ制度としてこの語を使っているが、OASDIの年金のみを指す場合にも一部使っているので注意されたい。

また、「公的年金」はOASDI以外にも公務員年金、軍人年金をも含む概念であるがここではOASDIの年金のみを意味するものとして使用している。

② この予算教書に対しては、レーガン政

権のストックマン連邦行政管理予算局長は「無責任な政治文書であり、この予算教書に書かれた数字は徹底的に洗い直しを図る必要がある。」と述べている。

③ 社会保障法706条によって設立されている審議会で、委員は厚生長官の任命による。正式にはAdvisory Council on Social Securityと呼ばれる。委員長はブルッキングス研究所の主任研究員Henry Aaronである。

④ President's Commission on Pension Policy。1978年秋大統領の行政命令第12071号により設置された。委員11名は大統領から直接任命される。委員長はゼロックス社の会長であるC. Peter Mc Coloughである。この委員会の最終答申は1981年2月に出される予定である。

表1 OASDIの年金受給者数（1980年9月）

	受給者数(千人)	平均年金額(ドル)
受給者総計	3 5 4 2 8	—
退職労働者及び家族	2 3 0 3 6	—
退職労働者	1 9 3 8 9	3 4 0
妻又は夫	3 0 0 6	1 7 1
子供	6 4 1	1 3 9
障害労働者及び家族	4 7 0 0	—
障害労働者	2 8 6 0	3 7 0
妻又は夫	4 6 4	1 1 0
子供	1 3 7 6	1 1 0
遺族	7 5 9 5	—
遺族たる母又は父	5 6 1	2 4 4
子供	2 6 3 3	2 3 8
寡婦又はかん夫	4 2 5 9	3 1 0
障害のある寡婦又はかん夫	1 2 7	2 0 5
両親	1 5	2 7 5
72歳以上特別年金	9 7	—

(出典; Monthly Benefit Statistics)
1980年11月 社会保障庁

表2 社会保障税引上げスケジュール(1977年の社会保障法改正による。)

	税 率 ¹	課税最高限 ²
1977	5.85%	\$17,700
1978	6.05%	\$17,700
1979	6.13%	\$22,900
1980	6.13%	\$25,900
1981	6.65%	\$29,700
1982	6.70%	\$32,700
1983	6.70%	\$35,700
1984	6.70%	\$39,600
1985	7.05%	\$43,500
1986	7.15%	\$47,700
1987	7.15%	\$51,900
1988	7.15%	\$56,400
1989	7.15%	\$61,500
1990	7.65%	\$66,900

1. 医療保険部分を含んだ税率であり、被用者負担分(雇用主と同率)である。

2. 1982-1990は賃金上昇分を見込んだ推定額である。

(42ページより)

た方法を通じた改善に努めるつもりである。

プライマリー・ヘルス・ケアによる地域社会における予防活動に重点が置かれるであろう。現在の障害の影響を減ずる施策もまた、現在行っているサービスと完全に統合されなければならない。身体的及び精神的な障害者に対する多くのリハビリテーションは、家族や地域社会における人々によってなされうる。WHO及びUNICEFは、このような「住民による健康」というアプローチを強く支持するものである。家族や地域社会による支援、援助は、数多くの専門的なサービスが提供されている工業国においても等しく重要である。

1981年を国際障害者年と宣言することにより、国際連合は世界における4億5千万人の障害者に希望と願望をもたらした。発展途上国の田舎や都市のスラムで忘

れられている数百万人以上の人々は、わずかの援助により多くのものを達成することができる。我々みんなが一つの役割をもっているのだ。すなわち、多くの障害が防止できるものであることを認め、我々みんなが障害者の社会への完全かつ平等な参加を確保する権利と義務があることを理解しつつ、障害者に対する姿勢を永久に改める最初の年にすることだ。

WORLD HEALTH ORGANIZATION, DIVISION OF PUBLIC INFORMATION, INTERNATIONAL YEAR OF DISABLED PERSONS, 1981,

Joint Statement by Dr Halfdan Mahler, Director-General of WHO, and Mr James Grant, Executive Director of UNICEF
WHO PRESS, 5 January, 1981,

海外の動き

表3 ソーシャル・セキュリティ信託基金の状況(1979年)

	OAS I ¹	DI ²	HI ³	(単位:億ドル) 計
1979年1月1日現在資金量	275	42	115	432
収入	903	156	228	1287
—社会保障税	879	151	208	1238
—一般財源から	6	1	9	16
—利子	18	4	9	31
—鉄道年金基金からの繰入	—	—	2	2
支出	931	142	211	1284
—給付費	906	137	206	1249
—事務費	11	4	5	20
—鉄道年金基金への繰入	14	—	—	15
増減	-28	14	18	3
1979年12月31日現在資金量	247	56	132	435

1. 老齢・遺族年金(Old-Age, Survivors Insurance)信託基金
2. 障害年金(Disability Insurance)信託基金
3. 病院保険(Hospital Insurance)信託基金

出典; The 1980 Reports on the Social Security Trust Funds (1980年6月19日)

表4 自動的物価スライドによる年金額の上昇率の年次推移(毎年6月1日)

年	年金額上昇率
1975	8.0%
1976	6.4%
1977	5.9%
1978	6.5%
1979	9.9%
1980	14.3%